

## 七五三



下の子が七五三を済ませました。

写真館でいろいろなポーズを取りながら大量に撮影してもらった後、その中から写真を選んでいきます。息子のときは3枚の写真を選んで台紙にしてもらったので、娘も同様に考えていたのですが、正直かわいすぎて3枚に絞りることができず、結局9枚の写真で本を作ることになりました。決して優柔不断というわけではないのです。

兄妹間で格差が生まれてしまうので、息子には申し訳ないのですが、写真選びに立ち会った身内全員が「女の子だから仕方ないね」と言っておりましたし、たしかに仕方ないことなのです。

息子よ、ごめん。。

### 事件記録の謄写（その2）

だいぶ前に事件記録の謄写について書きました。裁判所外に持ち出してはいけないというルールのほか、謄写する際にファイルから書類を取り外してはいけないというルールもあります。取り外した書類が紛失してしまうのを防止するためです。書類を綴ったままではコピーしにくい場合、綴った紐を緩めてからコピーすることになりますが、それでもコピーしづらいときがあり困ってしまいます。

## 相続人の不存在

人が亡くなると遺産は相続人に引き継がれます。亡くなった人のことを被相続人といいます。被相続人が独身で子どもがおらず、両親や兄弟も既に亡くなる等していない場合、相続人が不在ということになります。また、被相続人に妻や子どもがいても、債務超過等の理由で相続人全員が相続放棄をしている場合にも相続人はいません。

このような場合に被相続人に対して債権を有している人がいても、その債権者はそのままでは債権を回収することができません。そこで、債権者等の利害関係人は、裁判所に相続財産管理人を選任するよう申し立てることができ、その管理人に対して遺産の中から支払いをしてもらうことができます。

ただし、非常に時間のかかる手続ですので、実際に債権を回収できるのは手続が開始されてから半年以上先のこととなります。

## 取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

### 弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設